

マレーシア

1. 国の概要

1) 一般事情

(1) 正式な国名

マレーシア

(2) 面積および人口

- ① 面積…33万平方キロメートル（日本の約0.9倍）
- ② 人口…2,933万人（2012年マレーシア統計局）

(3) 首都およびその緯度・経度

- ① 首都：クアラルンプール
- ② 緯度：03.08度 経度：101.41度

(4) 年間の気象・最高気温・最低気温

- ① 最高気温：32.4度 最低気温：23.2度
- ② 年間の気象：高温多湿の熱帯雨林気候

(5) 宗教および言語

- ① 宗教…イスラム教（連邦の宗教）（61%）、仏教（20%）、儒教・道教（1.0%）、ヒンドゥー教（6.0%）キリスト教（9.0%）、その他
- ② 言語…マレー語（国語）、中国語、タミール語、英語

(6) 通貨

リングギ

(7) 労働者数（全産業・建設業）

- ① 全産業：10,659.6千人
- ② 建設業：998千人（9.4%）
- ③ 製造業：1,944.7千人（18.2%）（統計局による2008年末のデータ）

(8) GDP

- ① 名目GDP：3,035.26億米ドル（2012年）
- ② 一人当たり名目GDP：10,304米ドル（2012年）
- ③ 実質GDP成長率：5.6%（2012年）（JETRO海外ビジネス情報）

(9) 財政状況

財政収支のGDP比：▲5.4%（2011年）（JETRO海外ビジネス情報）

(10) 投資状況

- ① 直接投資受入額：6,812百万米ドル（2012年）
- ② 日本からの直接投資（認可額）：912.7百万ドル（2012年）
- ③ 日本企業の投資件数：77件、投資額：101億200万リングギ（2011年）
- ④ 日系企業進出状況：1,409社（2012年8月現在）
（JETRO海外ビジネス情報、外務省地域情勢アジア）

(11) インフラの整備状況（電力、通信、道路、鉄道、港湾）

アジア諸国の中ではインフラ整備が進んでおり、首都クアラルンプールは非常に近代的な都市だが、都市部を離れるとインフラ・衛生状況の管理に問題がある。

- ① 道路舗装率：79.1%（インド：47.4%） 2006年のデータ
- ② 送配電ロス率：0.6%（インド：25.4%） 2006年のデータ
- ③ 一人当たり発電量：3,143kwh（インド：584kwh） 2004年のデータ

（2010年上半期世界経済報告より）

(12) 日本の援助（ODA）の状況

マレーシアは被援助国から援助国に移行しつつある。

2010年度までの累計

- ① 有償資金協力：9,693億円
- ② 無償資金協力：138億円（交換公文ベース）
- ③ 技術協力：1,106億円（JICA経費実績ベース）

（外務省地域情勢アジア）

(13) 在日大使館の所在地、電話番号およびWebアドレス

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町20-16

電話 03-3476-3840

特命全権大使 ダド・シャハルディン・ビン・モハマッド・ソム 閣下

2. 安全衛生の行政組織

1) 日本の厚生労働省・労働基準監督署に相当する行政組織

(1) 組織名・組織図等

- ① 人的資源省…労働安全衛生局(Department of Occupational Safety and Health, DOSH)、社会安全機構 (Social Security Organization, SOCSO)、労働局
- ② 保健省…公衆衛生部、薬事事業部、「労働者及び環境衛生」課
- ③ 建設産業開発局

（国際安全衛生センター 国別情報 マレーシア担当省庁）

(2) 組織の概要

- ① 人的資源省：人的資源及び福祉に直接関係があるすべての事柄を管理する。雇用状況、福祉及び労働環境の整備は最重要の機能。

*労働安全衛生局 (DOSH)：労働安全衛生を規制する最高当局。規制業務は、安全衛生に関連する法律を用いて実行される。実施された法律は工場及び機械法 (FMA) 1967、労働安全衛生法 (OSHA) 1994。本部と13の州支部で構成され、本部は基準の設定、承認、認定、データ分析等を担当し、州支部は職場の監督、管理システムの監査、法的手続き、事故や疾病及び苦情の調査を担当する。

*社会安全機構：保険に入っているすべての労働者を、不慮の事故、特に労働災害、労働疾病、死亡を含めたどのような原因で起こった事故からも、社会保険の概念に基づき保護する。被雇用者社会保障法1969及び同法（一般法規）1971を実施している。

* 労働局：雇用条件や労働者の健康と福祉に関する法律に基づき行政を行う。雇用法1955及びその規制と命令、労働者補償法1952、児童及び若年者（雇用）法1996等を実施。

- ② 保健省：国民の健康を管理する立場にあり、人々が健康的で清潔な生活様式を達成できるように、基本的な保険事業を提供する。実施された安全衛生に関連する法律は、原子力許可法1984、伝染病予防管理法1988、食物法1983等である。
- ③ 建設産業開発局：品質と建設業界の高度な安全基準の確保を目的として設立された法人である。特に建設産業振興法で定められるように、建設作業の安全確保や建設労働者や監督者の技能の認定及び認証などにより、建設業界の発展、向上、拡大に取り組むと同時に建設業界における品質保証を推進する。

(国際安全衛生センター 国別情報 マレーシア担当省庁)

2) 行政による作業所への臨検

(1) 臨検の概要

労働安全衛生法1994年 第11章「施行と調査」(第39条以降)の中で、立入り・監督・差し押さえの権限、押収の権限に基づく施設への立ち入り・調査権・参考人を尋問する権利等定めている。

(国際安全衛生センター)

(2) 臨検の実施者

労働安全衛生担当官吏または、保健所職員による臨検も可能

(国際安全衛生センター)

(3) 指摘事項への対応（措置報告・過料の程度等）…………… **別添資料No. 1**

トンネル工事現場にて、トンネル内と事務所（坑口）間の通信設備に欠陥があるとのことで不備が指摘される。

根拠は労働安全衛生法第4章15-2-cとのこと。

書面にて1週間以内に必要な改善措置をとるよう指導され、後日改善措置報告書を提出。本件に関しては罰金、過料等は発生していない。

なお、同11章49項にて改善通知の不遵守に対する罰則規定が設けられている。

3. 安全衛生に関する法律・規則等

1) 日本の労働安全衛生法、規則、条例等に相当するものの名称と概要・内容等労働安全衛生業務に適用される主な法律は、工場・機械法と労働安全衛生法である。

工場・機械法とこれに基づく規則は規範的法律であり、現在も効力を持つものの、その廃止及び労働安全衛生法に基づく規則や承認実施基準への置き換えが順次進められている。これらの主な規制ツールとは別に、法律の内容に安全衛生に関する規定が組み込まれる形で、特定の業界や危険要因に適用される法律もある。

これらの法律には、建設業振興法（1994年）、電力供給法（1990年）、ガス供給法（1993年）等がある。これらの法律と労働安全衛生法の間には矛盾や一貫性に欠ける場合は、労働安全衛生法の規定が優先される。

業務上の災害や疾病が発生した場合は、被雇用者社会保障法（1969年）に基づく社会保障セーフティ・ネットが被災者に提供され、社会福祉の保護措置が取られる。海外労働者または移住労

働者については、職場での障害、疾病に対して労働者災害補償法（1952年）が適用される。

- (1) **工場・機械法**：工場に就業する労働者の安全、衛生及び福祉に係る事項、また、工場の機械の登録及び検査に係る事項、その他これらに関連する事項を定め、公共の福祉の増進に資するために定めた法律。

（*第2条の工場の定義の中で「建築物の建設作業または土木工事作業が行われる全ての土地や空間」を含むと規定している。）

(2) **工場・機械法関連の主な規則**

- ① 工場・機械（安全、衛生及び福祉）規則（1970年）
- ② 工場・機械（管理）規則（1970年）
- ③ 工場・機械（建設工事及び土木工事）（安全）規則（1986年）
- ④ 工場・機械（アスベスト加工）規則（1986年）
- ⑤ 工場・機械（違反の和議）規則（1978年）

- (3) **労働安全衛生法**：就業時の労働者の安全と健康と福祉を確保し、就業時の労働者の活動に係る安全と健康に対するリスクからその他の者を保護し、労働安全衛生全国協議会を設置することに関する追加規定及び関連規定を定めた法律。

(4) **労働安全衛生法関連の主な規則**

- ① 安全ポリシー例外規則（1995年）
- ② 重大災害危険の管理規則（1996年）
- ③ 安全衛生委員会規則（1996年）
- ④ 安全衛生管理者規則（1997年）
- ⑤ 危険な事故の発生、職務に起因する中毒及び疾病についての報告規則（2004年）

（国際安全衛生センター）

2) **元請と下請の責任範囲について、法律等で定める元請の責任**

労働安全衛生法（1994年）第4章15項にて、雇用主と労働者に対する一般的義務として、可能なかぎり、労働者全員の就業時の安全、健康および福祉を確保する義務を負うことが定められている。また、上記の義務が適用される事項には特に下記の事項を含む。

- ① 可能なかぎり、安全で健康に対するリスクのない設備及び作業システムを維持、策定すること。
- ② 可能なかぎり、設備及び物質の使用、運用、操作、保管及び輸送に関連して安全で健康に対するリスクがないことを確保する手配を行うこと。
- ③ 可能なかぎり、労働者の就業時の安全と健康を守るために必要な情報、指示、訓練及び監督を行うこと。
- ④ 雇用主または自営業者が監督する職場に関して、可能なかぎり、安全で健康障害がない状態に職場を維持し、また安全で健康に対するリスクなしに職場に出入りする手段を提供し、維持すること。
- ⑤ 可能なかぎり、安全で健康に対するリスクがなく、適切な厚生施設を備えた作業環境を労働者に提供し、維持すること。

4. 安全衛生関係書類の行政への提出

1) 安衛法第88条の計画届に相当する計画書類等の提出義務の有無

工場・機械法第35条で「建設工事または土木工事を行う者は、当該工事を開始した日から起算して7日以内に大臣が定める様式に従い、文書でその旨を検査官に報告しなければならない」と規定されている。

また、同36条に機械等の据付についての規定があり、大臣が定める機械の据付時には適合性証明書¹の交付を受ける必要がある。

2) 届出の期日等

同35条規定のとおり、工事開始後7日以内に所定の書式にて報告することが必要である。

また、36条の規定による機械を据付けた場合、速やかに労働安全衛生局（DOSH）検査を受け、合格すれば適合性証明書が交付される。

3) 書類等の書式等 別添資料No. 2

工事開始の報告は書式JKJ103を使用する。内容は工事名称、工事場所、発注者名、下請業者名、設計者名、現場従事者数、主要機械のリスト等を記載する。

5. 労働災害・事故が発生した場合の義務等

1) 労働災害・事故が発生した場合の行政への報告義務

(1) 報告の有無および対象

① 報告の有無：あり

② 報告対象：i 死亡を伴う事故

ii 人的被害を伴い、当該事故により4日を超える期間にわたって、通常業務に従事できない者が発生した事故

iii 機械またはその他の土地等の資産に深刻な損害をもたらした事故

iv ケイ肺症、アスベスト症、熱中症、潜函病等の労働疾患

*工場・機械法（1967年）〔1988年改正〕第31条～32条

*労働安全衛生法第32条：雇用主は職場で事故、危険の発生、業務上の中毒または職業病が発生し、または発生する可能性がある場合、最寄りの労働安全衛生局に通知するものとする。

(2) 報告の期日

工場・機械法（1967年）第31条では「すみやかに」文書による報告とされているが、概ね7日以内というのが慣例のようである。

(3) 報告先

労働安全衛生局

(4) 報告義務者 別添資料No. 3～4

雇用主

報告書式は、労災事故などの場合はJKKP6、中毒や労働疾病場などの場合はJKKP7の書式を使用する。

2) 労働災害・事故が発生した場合の行政による調査

(1) 調査の対象

1994年労働安全衛生法第33条：総局長は事故、危険の発生、業務上の中毒の性質または原因について調査が必要と判断した場合、この調査を安全衛生担当官吏に実施させることができる。

1967年工場・機械法〔1988年改正〕第33条：検査官は報告を受けた事故あるいは危険な状況、または労働疾患に関して、予備的調査を行い、当該調査の結果を主席検査官に文書で報告しなければならない。

(2) 調査者等

安全衛生担当官吏による調査の実施。現在のところ実例なし。

6. 労働災害・事故が発生した場合の被災者への補償等

1) 被災者の死傷病等に適用される保険

(1) 保険への加入義務の有無

1969年被用者社会保障法に基づき、月給3000リング以下の民間被用者及びその使用者は、社会保障機構（SOCSO）の運営する労災給付制度の加入が義務づけられている。月給3000リング以上を超える被用者は使用者との合意の上での任意加入。外国人労働者等は対象外。

外国人労働者は1952年労働者災害補償法の対象であり、全員外国人労働者災害補償保険への加入が義務づけられている（政府指定の保険会社が関与）。外国人労働者の雇用主は一人当たり年額50～86リングの保険料支払い義務がある。雇用主は事故が発生した場合10日以内に労働局に届出なければならない。

(2) 保険の名称

1969年被用者社会保障法に基づき、1971年に人的資源省の下に設置された社会保障機構が運営する民間被用者を対象とする労災給付制度。

財源は労使からの拠出。給付は労災保険スキームと廃疾年金スキームの2種類がある。

（国際安全衛生センター）

(3) 保険の概要

① 労災保険スキーム（Employment Injury Insurance Scheme）は、被用者の勤務（通勤を含む）に伴う負傷、疾病・障害・死亡に対して補償を行うものであり、医療給付、障害給付、介護給付、葬祭給付、遺族給付、リハビリテーション給付及び教育ローン給付がある。

② 疾病年金スキーム（Invalidity pension Scheme）は、勤務に起因するか否かを問わず、重度の身体障害や治療困難な疾病が原因で収入が3分の1以下になった場合に補償を行い、給付を受けるには55歳未満であり、SOCSOの医療評議会（Medical Board）の審査を経ること等の要件を満たす必要がある。疾病年金（一時金）、介護給付、葬祭給付、遺族給付、リハビリテーション給付及び教育ローン給付がある。

（国際安全衛生センター）

(4) 保険契約者、被保険者

保険契約者：雇用主

被保険者：被用者

(5) 保険料の負担

労使双方からの拠出で、被用者が月給の0.5%（疾病年金スキームへの拠出分）を、使用者が同1.75%（労災保険スキームへの拠出分1.25%、疾病年金スキームへの拠出分0.5%）を負担している。（国際安全衛生センター）

2) 労働災害・事故が発生した場合の被災者との示談・和解

1952年労働者災害補償法（Workmen's Compensation Act 1952）第8条において、死亡、及び重度障害に対する補償金額が定められている。企業側に過失が認められない場合は、規定の金額上限が企業にとっての補償義務となる。この金額については、SOCSOまたは労働者補償保険で補償される。また、企業側に過失がある場合、例えば、十分なトレーニングを行わずに現場作業を行わせ、結果死傷事故が発生した場合や安全装備（ゴーグル、耳栓、安全靴）等を十分に配慮せず事故に合わせた場合等は、企業側に過失責任が求められ、その際には、上記第8条に限らず責任を求められる場合がある。

2005年外国人労働者補償制度の制定により、業務時間内外にかかわらず発生した事故による補償として、雇用主は保険に加入し、補償金を取得できるようにする義務がある。死亡、後遺障害の場合の保険金は最大23,000リング程度、医療費、入院費は500～750リング程度。

（厚生労働省「東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（マレーシア）」第5章 第2節）

7. 店社、作業所における安全管理体制（責任）と各種資格

1) 店社の安全衛生管理体制（体制図・図解）

1994年労働安全衛生法第30条及び1996年安全衛生委員会規則で「事業場における安全衛生委員会の設置・運営等」に関する法的規制がある。

2) 作業所における安全衛生管理体制（体制図・図解）…………… 別添資料No. 5

1996年安全衛生委員会規則にて安全衛生委員会の設置が義務づけられている。

同規則第5条にて、安全衛生委員会は、議長、書記官、雇用側の代理人、従業員の代理人で構成されることが規定されている。また、作業所の従業員が100名未満の場合、各代理人はそれぞれ少なくとも2名以上、100名以上の場合は少なくとも4名以上でなければならないとされている。

3) 各種資格 …………… 別添資料No. 5

(1) 資格の名称

1997年安全衛生管理者規則第6条による安全衛生管理者の登録資格

- ① 労働安全衛生の学位を所有している者又は人的資源大臣によって認可された専門機関又は大学でこれと同等なものを有し、総局長の推薦を得た者
- ② 労働安全衛生に関する教育課程を修了し、当該課程の試験に合格した者又は人的資源大臣によって許可されたこれと同等な者で、総局長の推薦を得たもので、労働安全衛生の分野において最低3年の実務経験を有する者
- ③ 少なくとも10年間、労働安全衛生の分野に就労している者
- ④ 法第29条第4項に従って人的資源大臣が随時定めるところの、その他の資格を有する者、又はそうした教育を受けた者

(2) 資格の内容(就業制限業務の種類:日本での免許・技能講習等に匹敵する資格の種類、名称、講習時間等)

1967年工場・機械法〔1988年改正〕第3章「担当者と資格証明書」の中で第26条「未熟練労働者の訓練と監督」や第29条「有資格者によってのみ操作される機械」等の法的規制がある。

機械操作や危険な作業に伴う作業の資格取得の手段は、主に下記の3つのカテゴリに分類される。

① 労働安全衛生局（DOSH）に登録が必要な資格

各種クレーンの操作や、足場の組み立て等、特に危険を伴う作業には、人的資源省の傘下団体が主催する技能講習を受ける必要がある。講習終了後は受講証明書をDOSHに提出、有資格者であることを登録する必要がある。講習期間は概ね3日から8日間。

② 労働安全衛生局（DOSH）に登録が不要な資格

溶接作業等には同じく人的資源省の傘下団体が主催する講習を受け、受講証明書を受領することで作業を行うことができる。DOSHへの登録は不要である。講習期間は2日から3日程度。

③ また、機械を取り扱うために、その機械のメーカーや販売業者の講習を受講することで操作可能となる場合もある。フォークリフトやガントリークレーン、コンプレッサー類はこの講習を受講することで操作することが可能となる。

8. 安全経費

1) 公共工事における安全経費

入札条件にて安全経費項目が具体的に指示されている場合は必要経費を見積に反映させる。規模が比較的大きい工事の場合、環境保全の励行、作業員に対するHIV教育の実施、Medical Serviceの設立といった条件が設定されていることがある。

2) 民間工事における安全経費（請負契約金額に含む、率計上、別枠計上等）

必要経費を見積に反映させる。

9. 事故・労働災害発生後の行政処分・社会的制裁等

1) 元請が受ける行政処分

1994年労働安全衛生法第4章19項には、同15項以下にて定められた雇用主と労働者に対する一般的義務の違反に対する処罰があり、この規定に違反した者は、5万リング以下の罰金または2年以下の禁固または両刑に処すものと定められている。

2) 下請が受ける行政処分

この規定には元請及び下請の区別は特に明記されていない。

3) その他社会的な制裁

1994年労働安全衛生法第6章24項には労働者の一般的義務として、以下のような条項が定められている。

① 自分の安全衛生及び自分の就業時の作為または不作為によって影響を受ける自分以外の者の安全衛生に相当の注意を払うこと。

- ② 本法または本法に基づく規則によって雇用主またはその他の者に課された義務を履行する上で、雇用主またはその他の者に協力すること。
 - ③ 安全衛生に対するリスクを回避するために雇用主から提供された保護具または防護衣を常に着用または使用すること。
 - ④ 本法または本法に基づく規則によって雇用主またはその他の者が職場の安全衛生に関して与えた指示、または講じた措置を遵守すること。
- また、本条の規定に違反した者は、法律違反を犯したことになり、有罪の判決を受けた場合、1万リング以下の罰金または3カ月以下の禁固または両刑に処すものと定められている。

10. 労働災害防止団体の状況

1) 日本の建災防に相当する団体

(1) 団体の名称

マレーシア労働安全衛生協会 (MSOSH)

(国際安全衛生センター)

(2) 団体の概要

1971年4月27日、マレーシア産業安全協会の名で正式に登録された。

1991年、マレーシア労働安全衛生協会と改名し、政府に公式登録された。

目的

- ① 事業主と労働者の安全衛生意識の高揚
- ② 事業主と労働者間の協力体制の強化・推進
- ③ 安全・衛生会議及び集会の積極的な推進、並びに安全衛生の正しい実践
- ④ 協会の押し進める安全衛生に関する情報の提供と新聞の発行
- ⑤ 労働災害の原因に関する調査活動の実施と労働災害防止・削減に向けての対策及び解決方法の探求
- ⑥ 事故防止の促進と労働者の安全衛生の向上を目的とした、協会所有の労働災害統計の公開
- ⑦ 労働者に対する労働安全衛生セミナー等の教育事業と情報サービスの実施
- ⑧ 会員のための情報センターの設立と維持管理
- ⑨ 労働安全衛生に貢献した会員の表彰
- ⑩ 労働安全衛生局 (DOSH)、社会安全機構 (SOCISO)、国立労働安全衛生研究所 (National Institute of Occupational Safety and Health, IOSH)、消防・救命局 (Fire Services and Rescue Department)、マレーシア労働組合会議 (Malaysian Trade Union Congress, MTUC) との緊密な関係を保持しつつ任務を遂行すること

【現在の会員】

終身会員：17、法人会員：448、個人会員：803、会員総数：1268

(国際安全衛生センター)

11. 国内と比較し、苦慮している点

労働者の安全衛生意識と知識は日本と比べて格段に低いため、現場での安全衛生教育に労力を要する。また安全用具も標準的なものはあるが、高性能な用具は入手が困難なため、日本から取り寄せる必要がある。

電工や機械工など専門分野のエキスパートが少なく、有期期間での人員確保に苦慮している。

SL 109 / 03 / 977

No. Siri: 3A

004335

AKTA KESELAMATAN DAN KESIHATAN PEKERJAAN 1994 (AKTA 514)

NOTIS PERBAIKAN

(SEKSYEN 48, 49 DAN 50)

BAHAGIAN A

元請会社名 (JV) 住所

Kepada,

担当官氏名

1. Saya, Ketua Pengarah/Timbalan Ketua Pengarah/Pegawai* Jabatan Keselamatan dan Kesihatan Pekerjaan yang diberi kuasa untuk mengeluarkan notis ini kepada pihak tuan berpendapat bahawa:

(a) tempat kerja/loji/baham/pelesen * lain

プロジェクト名

(b) yang telah dijalankan oleh/di-tawah-kawasan * pihak nua di

(c) akan atau mungkin akan menjadi bahaya/kecemasan/kejuruteraan bertentangan dengan peraturan keselamatan-kepada kesihatan-mana-mana-orang/menyebabkan-kecelakaan-kepada-musa-mana-harta * atau sebab-sebab seperti berikut:

Gagal mengedarkan sistem maklumat perhubungan yang tepat bagi menghubungkan pekerja di luar dan di dalam terowong

指摘事項

(d) yang mengakibatkan/mungkin mengakibatkan * pelanggaran peraturan undang-undang di bawah:

Seksyen 15 (2) c Akta Keselamatan dan Kesihatan Pekerjaan 1994

根拠となる法令条項

2. Saya dengan ini

(a) mengarahkan bahawa tempat kerja/loji/baham/pelesen* itu tidak boleh digunakan atau dikendalikan selepas tempoh tamat notis sehingga bahaya itu telah dibersihkan atau kecaamatan itu diperbaiki sehingga saya terpuas hati; dan

(b) mengarahkan pihak man supaya mengambil langkah-langkah sewajarnya/langkah-langkah yang diperhalalkan dalam jadual yang dilampirkan bersama dengan notis ini* untuk menghapuskan apa-apa bahaya atau kemungkinan bahaya serta-merta kepada nyawa dan harta yang notis ini berhubung dengannya dan memperbetulkan apa-apa tindakan atau tinggalkan yang melanggar atau mungkin menyebabkan pelanggaran peraturan undang-undang yang tersebut di atas, mengikut mana-mana yang berkenaan sebelum 20.12.2012

Tarikh: 02/08/2012

Masa: 12:30 p.m

Tandatangan

Cop Aliran

担当官氏名

Pen. Pemeriksa Kilang & Jeritera
Jabatan Keselamatan Dan Kesihatan Pekerjaan
Selangor

BAHAGIAN B

元請会社 (JV) 安全担当

Saya, yang mana tempat kerja/loji/baham/process* yang dinyatakan di dalam notis ini yang telah dijalankan oleh/mungkin akan dijalankan oleh/terletak di bawah kawalajaga* saya dengan susunguhnya mengakui menerima notis ini.

Tarikh: 02/08/12

Masa: 12:40pm

Tandatangan

Cop Syarikat

元請会社 (JV) 安全担当

BAHAGIAN C

Saya, Ketua Pengarah/Timbalan Ketua Pengarah/Pegawai* Jabatan Keselamatan dan Kesihatan Pekerjaan dengan ini berpuas hati dan mengesahkan bahawa apa-apa bahaya, kemungkinan bahaya, risiko, perkara-perkara atau aktiviti-aktiviti yang notis ini berhubung dengannya telah dihapuskan dan apa-apa tindakan atau tinggalkan yang melanggar atau mungkin menyebabkan pelanggaran peraturan undang-undang yang tersebut di dalam notis ini, mengikut mana-mana yang berkenaan telah dipertingkatkan pada 20.12.2012

Tarikh:

Masa:

Tandatangan

Cop Jabatan



*Pegawai yang mana tidak berkenaan

JKJ 103: 1/2

FACTORIES AND MACHINERY ACT, 1967

FACTORIES AND MACHINERY (NOTIFICATION, CERTIFICATE OF FITNESS AND INSPECTION)
REGULATIONS 1970 – REGULATION 4

NOTICE in respect of building operation and works of engineering construction as required under section 35 (1) of the Act.

I/WE the undersigned hereby give notice that I/we have undertaken building operation/works of engineering construction particulars of which are given below:

A. 1. Name of person undertaking above operation				
2. Postal address				
B. <i>Particulars of operation:</i>	<u>*Building operation</u> Works of engineering construction			
1. Nature of operation (give details, e.g., bridge construction housing project, etc.)				
2. Approx. No. of persons working on the side	NO. OF PERSONS EMPLOYED			
	Male		Female	
	16 years and above	Under 16 years	16 years and above	Under 16 years
3. <i>For whom construction work is being carried out:</i> Name				
Postal address				
4. Location/site of operation (Sketch location showing position relative to nearest main road and state milestone if no others landmark is available)				
5. <i>Particulars of sub-contractors if any:</i>				
a. Name and postal address				
b. Name and postal address				
c. Name and postal address				
6. <i>Name of architect, consultants connected with project:</i>				
a. Name and postal address				
b. Name and postal address				

7. List of construction machinery, including steam boilers, unfired pressure vessels, internal combustion engines and hoisting machines, used by the person undertaking the operation, with details in the form below:

Item	Description of machinery/ installation	Type or make	Year of manufacture	Kilowatt/ heating surface/ capacity	Machinery Department current Reg. No.	Date of expiry current Cert. of Fitness	Remark
1	2	3	4	5	6	7	8
<p>Column 2 – State whether steam boiler, unfired pressure vessel, internal combustion engine or description of machinery or hoisting machine.</p> <p>Column 5 – Heating surface to be given in square metre; capacity to be given in cubic metre.</p> <p>Column 6 – Nil, if not registered.</p>							
8. Date of first operation							

I declare to the best of my knowledge and belief that all particulars furnished in this application are true, and that all machinery used comply with the requirements of this provision of the Act and the relevant regulations made thereunder.

Date

.....
*Signature of intended user of machinery
or occupier of factory*

NOTE –

Not applicable to building operation and works of engineering construction the carrying out of which does not involve the use of machinery and which the person undertaking them has grounds for believing will be completed in a period of less than six weeks.

JKKP 6 - REPORT FOR OCCUPATIONAL ACCIDENT / DANGEROUS OCCURRENCE

(NOTIFICATION OF ACCIDENT, DANGEROUS OCCURRENCE, OCCUPATIONAL POISONING AND OCCUPATIONAL DISEASE) 2004

Part A - Detail of Notifier

Notifier - Regulation 5 (1) & (2) Employer

Name

Designation

Name & Address of Organisation

ROC No

JKKP Reg. No

Contact person (if different from above)

Contact No

Industrial Classification Code (Table 3)

Part B - Affected person

(If more than one person please use separate form)

Name

Date of Birth

NRIC/Passport No

Nationality

Gender

 M

 F

Occupation

Name & Address of Organisation

Location of accident

Date and time of incident

Date of first informing DOSH

Part C - Description of accident or dangerous occurrence

Please describe what happened before, during and after the incident

Signature of Notifier

Date

Disclaimer

Completing this form does not constitute to an admission of liability of any kind by the person making the report or by any other person(s)

**REPORT FOR OCCUPATIONAL POISONING / OCCUPATIONAL DISEASE OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH
(NOTIFICATION OF ACCIDENT, DANGEROUS OCCURRENCE, OCCUPATIONAL POISONING AND OCCUPATIONAL DISEASE) REGULATION 2004**

Part A1

Notifier - Regulation 7(1) Employer
(If more than one person please use separate form)

Name

Designation

Name & Address of Organisation

Contact Number

R.O.C. No JKKP Reg. No

Industrial Classification Code (Table 3)

Contact person (if different from above)

Part A2

Notifier - Regulation 7(2) Registered Medical Practitioner

Name

Designation

Address of Clinic / Hospital

Contact Number

Part B - Affected Person

Name

Date of Birth

NIRC/Passport No

Nationality

Gender Male
 Female

Occupation

Name & Address of Organisation

Location of incident

Part C - Occupational Poisoning / Disease

Diagnosis / Provisional Diagnosis

Date of Diagnosis

Name and Address of Attending Doctor

Part D

Description of work that led to occupational poisoning/disease (Please describe any work done by the affected person which might have led to them getting the disease is thought to have been caused by exposure to an agent at work, e.g.a specific chemical - please state what that agent is)

Signature of Notifier

Date

Disclaimer

Completion of this form does not constitute an admission of liability of any kind by the person making the report or by any other persons

	HSE COMMITTEE ORGANISATION CHART	<i>HEALTH, SAFETY & ENVIRONMENTAL PLAN</i> Page 1 of 1
		HSE-FORM NO-REV.
<i>(PROJECT NAME)</i>		

Chairman
Mr. ○○○○

Secretary
◆ Mr. △△△△
◆ Mr. □□□□

JV Representative
◆ Mr. <u> A </u> (M)
◆ Mr. <u> B </u> (M)
◆ Ms. <u> C </u> (M)
◆ Mr. <u> D </u> (M)
◆ Mr. <u> E </u> (M)
◆ Mr. <u> F </u> (E)
◆ Mr. <u> G </u> (E)

Sub-Contractor Representatives
◆ Mr. <u> a </u> (Company name) (M)
◆ Mr. <u> a </u> (Company name) (M)
◆ Mr. <u> a </u> (Company name) (SR)
◆ Mr. <u> b </u> (Company name) (M)
◆ Mr. <u> c </u> (Company name) (M)
◆ Mr. <u> d </u> (Company name) (M)
◆ Mr. <u> e </u> (Company name) (WR)
◆ Mr. <u> f </u> (Company name) (WR)
◆ Mr. <u> g </u> (Company name) (SR)
◆ Mr. <u> h </u> (Company name) (M)
◆ Mr. <u> i </u> (Company name) (M)
◆ Mr. <u> j </u> (Company name) (M)

Note :
M – Management
E – Environmental Officer
WR – Worker Representative
SR – Safety Representative
TBA – To be advice
(As of 31st August 2013)